パブリック・コメントの実施について

- 「清須市パブリック・コメント手続条例」に基づき、清須市企業立地促進基本計画(案) について、市民等の意見募集(パブリック・コメント)を実施する。
- パブリック・コメントの結果を踏まえて、清須市企業立地促進基本計画(案)の内容 を精査のうえ、第4回清須市企業立地促進基本計画策定委員会において案の了承をいた だく。

1 実施期間

令和4年1月6日 (木) から<u>2月4日 (金)</u>まで (30日間) ※意見の提出期限

2 公表 (閲覧) 資料

清須市企業立地促進基本計画(案)

3 閲覧場所

市内主要公共施設(13か所)

企業誘致課(市役所北館3階)・にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・ 西枇杷島老人福祉センター・カルチバ新川・新川ふれあい防災センター・ 新川福祉センター・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・ 春日老人福祉センター・春日公民館・市立図書館

※市ホームページにおいても公表するとともに、広報清須(1月号)でパブリック・ コメントの実施を周知

4 閲覧時間

午前8時30分~午後5時15分

※閉庁、休館日を除く。また、閲覧時間は、各施設の開館時間に準じる。

5 意見提出資格

市内にお住まい、お勤め、在学の方及び事務所又は事業所を有する方

6 意見提出方法

案件名、氏名(法人名)及び住所(法人の場合は事業所所在地)を記入のうえ、下記のとおり提出

(市ホームページ及び各閲覧場所に設置してある提出用紙の利用可)

- ① 窓口 企業誘致課(市役所北館3階)
- ② 郵送 〒452-8569 清須市役所 企業誘致課 宛て
- $\bigcirc 3 \quad \text{FAX} \qquad 0.52 4.00 2.963$
- ④ 電子メール kigyoyuchi@city.kiyosu.lg.jp
- ⑤ 投函 各閲覧場所に設置された提出箱

※郵送は締切日の消印有効、FAX・電子メールは締切日送信有効

7 提出された意見の取り扱い・対応

整理・分類したうえで、市の考え方とともに一定期間公開 (個人情報に関しては公開しない)